

27千環環規第415号

平成27年8月6日

千葉市環境審議会

会長 立本英機様

千葉市長 熊谷俊人

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（諮問）

千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号）第29条第3項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

千葉市環境保全条例施行規則（平成7年規則第62号）（以下「規則」という。）第14条の規定による別表第4に定める排水基準のうち、トリクロロエチレンの許容限度について「1リットルにつき0.3ミリグラム」を「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。

2 諮問理由

千葉市環境保全条例に基づく排水基準は、現在、28項目が有害物質として設定されています。これは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出規制と同等の効果を得るために同法の排水基準を準用しています。

今回、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）及び水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）が改正されたことから、規則における排水基準の改正について、貴審議会の意見を求めます。